

いちのみや市100周年冠称等の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いちのみや市100周年の冠称及びロゴマーク、キャッチフレーズ（以下「冠称等」といいます。）の幅広い使用を促進するため、また使用方法等の取り扱いを適切に管理するため、必要な事項を定めるものです。

(使用方法)

第2条 冠称等のうち、ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用方法については、別添取扱要領に定めます。

(使用料)

第3条 冠称等の使用料は、無料とします。

(使用申請)

第4条 冠称等の使用承認を受けようとする方は、使用する日の30日前までに、申請書（様式1）に必要な書類等を添えて、いちのみや市100周年実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

- (1) 市、市教育委員会又はいちのみや市100周年実行委員会（以下「実行委員会」といいます。）が使用するとき
- (2) 実行委員会が記念事業として認める事業に使用するとき
- (3) 報道機関が報道の目的で使用するとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が申請を必要としないと認めるとき

(冠称等の使用承認基準)

第5条 会長は、第4条に規定する申請があった場合において、主たる目的がいちのみや市100周年を広報し、市民の祝賀機運の醸成に資すると認めるときは、冠称等の使用を承認します。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、冠称等の使用を承認しません。

- (1) 法令又は公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市のイメージを損なうおそれがある等会長が適当でないと認め

るもの

(使用承認)

第6条 会長は、第4条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、承認を決定し、承認通知書（様式2）を申請者に交付します。この場合において、会長は、使用承認に際し、必要な条件を付すことができます。

2 会長は、申請内容について審査し、不相当と認めるときは、不承認通知書（様式3）を交付します。

(内容の変更等)

第7条 冠称等の使用について、届出をした内容を変更し、又は中止しようとするときは、遅滞なく会長に変更届出書（様式4）、又は中止届出書（様式5）を提出してください。

(承認の取消し等)

第8条 会長は、第6条第1項の規定により承認を受けた方が、第2条若しくは第5条の規定に違反したとき、又はそのおそれがあると認めるときは、当該承認を取り消すことができます。

2 会長は、前項の規定により承認を取り消したときは、申請者にその旨及び理由を文書で通知します。

3 会長は、承認を取り消された者に対して当該承認に係る物件の回収その他の対応を求めることができます。

(使用者の責任)

第9条 前条の規定により冠称等の使用の承認を取り消した場合、冠称等を使用する方に損害が生じても、市及び実行委員会は一切の責任を負いません。

2 冠称等を使用する方は、制作物等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負わなければなりません。

3 冠称等を使用する方は、冠称等の使用に際し、故意又は過失により、市又は実行委員会に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償しなければなりません。

(使用期間)

第10条 冠称等の使用期間は、使用を承認した日から、当該事業が終了した日又は2022年（令和4年）3月31日のいずれか早い日までとします。

(支援内容)

第11条 冠称等の使用の承認を受けた方は、次の支援を受けることができます。

- (1) いちのみや市100周年のぼり旗の使用
- (2) 一宮市公式ウェブサイト等における事業等の周知

(完了報告)

第12条 冠称等を使用した方は、事業完了後30日以内に報告書（様式6）を会長に提出しなければなりません。

付 則

この要綱は、令和2年4月17日から施行します。